

令和3年第1回

長与町議会臨時会会議録

令和3年1月25日開会

令和3年1月25日閉会

長与町議会

令和3年第1回長与町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 令和3年1月25日
本日の会議 令和3年1月25日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
5番 中村美穂議員	6番 安部都議員	7番 内村博法議員
8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員	10番 岩永政則議員
11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員	13番 吉岡清彦議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

4番 浦川圭一議員

職務のため出席した者

議会事務局 長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
参事 森本陽子君	主査 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副町長 鈴木典秀君
教 育 長 勝本真二君	総務部長 中嶋敏純君
企画財部 長 森川寛子君	建設産業部長 日名子達也君
教 育 次 長 山本昭彦君	地域安全課長 宮崎伸之君
財 政 課 長 木須紀彦君	産業振興課長 川内佳代子君

会議録署名議員

8番 安藤克彦議員 9番 金子恵議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 10時41分

○議長（山口憲一郎議員）

皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染症予防のため、場内でのマスク着用をお願いいたします。

ただいまから令和3年第1回長与町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、8番安藤克彦議員、9番金子恵議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定しました。

日程第3、議案第1号財産の取得について、日程第4、議案第2号令和2年度長与町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについてを一括議題とします。ただいま一括議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。それでは早速、議長から説明がありました1号、2号につきましての提案理由を申し上げます。まず初めに、議案第1号財産の取得についてでございます。本件は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり物品売買契約を締結することにつき、議会の議決を求めるものでございます。取得する財産につきましては、避難所開設時、新型コロナウイルス感染症対策といたしましてクイックパーテーションを400個購入するものでございます。納品場所は、町内5か所に設置中の防災倉庫。取得の方法につきましては令和3年1月14日、8社見積もりによる随意契約でございます。契約金額は1,051万6,000円で、うち消費税が95万6,000円含まれておるところでございます。受注者は長崎県長崎市花園町24番5号、株式会社ツクモ防災、代表取締役永田次郎。資本金100万円でございます。納期は令和3年3月31日を予定しております。また参考資料といたしまして、仮契約書の写しを添付しておりますので御参照いただきたいと思いますと思っております。

続きまして議案第2号令和2年度長与町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めるとにつきましての御提案でございます。第7号の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策として、本町で緊急に実施する必要があった事業に係る歳入歳出予算の補正でございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年1月18日付けをもって専決処分をいたしました次第でございます。このことにつきまして、同法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。それでは、予算書の1ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳

出それぞれ8,102万7,000円を追加いたしまして、補正後の総額を193億8,644万3,000円といたしたところでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の14款2項県補助金は時短要請協力金補助金を計上しております。18款繰越金は財源調整として計上しております。次に3ページをお願い申し上げます。歳出の7款商工費に、長与町営業時間短縮協力金の支給に伴う経費を計上しておるところでございます。本協力は、長崎県による営業時間短縮要請に応じて、御協力いただきました長与町内の飲食店等事業者に対しまして1店舗につき76万円を支給するものでございます。以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上2つの議案につきまして、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

これから質疑を行います。まず、議案第1号についての質疑はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

議案第1号につきまして質問させていただきます。こちらのパーテーション購入予算は、今年度の一般会計補正予算（第6号）に計上されておまして、予算の審査を行った12月の総務文教委員会での当該事業について、私の「随意契約になるのか入札になるのか」という質問を行った際に、地域安全課長より「入札になります」という答弁をいただいておりますが、今回の議案を見ますと取得方法が随意契約となっております。随意契約も広い意味では入札の一つの形態ではありますが、一応確認なんですけど、高額な契約というのは、やはり公平性を保つために一般競争入札や指名競争入札が原則だと思いますので、この度の随意契約について伺いたいんですが、まず、一般競争等じゃなくて随意契約になった経緯とその法的な根拠。それから、もう一つは先程の提案理由の中で8社から見積もりを取られたという御説明だったんですが、この1,051万6,000円という金額が8社の中で最も価格として低いものであったのか。それとも金額だけではなく、納期などその他の金額以外の要素も総合的に判断して今回の事業者との契約になったのか。もし、こちらが一番低い金額ではなかったとしたら、それ以外でこちらの事業者に決定した理由というのがあれば、お示しをお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

まず1点目の随意契約に至った方法等でございますけども、今回防災設備として特殊な物の購入、財産の取得という形で購入させていただくことになりまして、まず工事等の入札等の参加資格者名簿には載っていない業者の対応となります。そういうことで指名競争入札については対応が難しいものということで考えております。2点目でございます。

ますけれども、一般競争入札を行う場合は当然、入札等に関する期間がかなり必要となつてまいります。一般競争入札ですするためには期間が短か過ぎるという点でございます。法的には地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とさせていただく法的判断をさせていただいております。3点目の8社でございますけれども、これにつきましては随意契約でございますが、8社の見積もり入札をいただき、工事等の入札方法と同等の手続きを踏んでおりますので、最低価格業者との契約となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

この8社というのが、まず、どういった理由なのかというところと、こちらの業者にしたのは金額が一番安かったからということによろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

まず8社ということですが、先程申しましたけれども、今回、防災設備の特殊な物という形で、防災加工がされたクイックパーテーションの製品の指定をさせていただいております。この製品の指定によりまして、長崎県でこの品物を扱える業者が8社ございました。その8社全てに対して参加の依頼をさせていただいたということでございます。金額につきましては先程申しました入札の方法をとらせていただいておりますので、最低価格の業者との契約を結ばせていただくという形をとっております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はございませんか。

安部議員。

○6番（安部都議員）

仮契約が1月18日に結んでおりますけれども、履行期限が3月31日ですので、履行されたときに本契約ということになるのでしょうか。それとも仮契約をもって本契約をされたということになるのでしょうか。それと、このパーテーションの耐火性、耐久性というのは大体どのくらいあるのかお知らせください。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

本契約につきましては、議会の議決に付すべき財産の取得で今回の臨時議会にて上程をさせていただいておりますので、今議会で承認をいただいた時点で本契約となります。また今回のパーテーションにつきましては10社ほどのデモンストレーションをいただきまして、その中で今回こういう形で設定をさせていただいたという状況でございます。耐久性ということですが、防災設備として防災加工がされたものということで、

一般のテント的なパーテーションとは違う物を指定させていただいて、強度についても防災設備として認定がされてるものという形で対応させていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はございませんか。

内村議員。

○7番（内村博法議員）

何点か質問したいと思います。パーテーションというのはいろんな仕様の商品があると思うんですけども、私も事務所で使われてるパーテーション、衝立を連想しとったんですけども、今回はクイックパーテーションという商品名を特定した物になっているわけでございます。補正予算のときは寸法だけお聞きしましたけども、クイックパーテーションというのはネット上の調査ではテントみたいなものを連想させる画像とか出てきましたけども、クイックパーテーションを採用した理由は何なのか。商品説明も兼ねてお願いしたいと思います。これが一つ。2点目、取り付けは本件契約では定かではありませんけれども、実際に避難場所に取り付けると思うんですけども、この取り付けはどのようになっているか。この契約外だと思うんですけども、どうされるのか。物品販売契約には取り付けも含まれるケースもありますけれども、どのように考えておられるか。それから先程随意契約が出ましたけども、地方自治法施行令第167条の2第2項では「必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」となってるんですね。これを恐らく適用されたと思いますけども、改めて確認したいと思います。それから、納品場所が5か所指定されていますけれども、町長の説明では防災倉庫ということで、この5か所に入れるということなんですけれども、実際に使われるはこの5か所の避難場所なのかどうか。逆に言えばこの5か所に指定した理由は何なのか、少し説明をいただきたいと思います。それから、数量が納品場所によって異なるんですけども、どういう考え方で50個、100個とされたのか。それから受注者は株式会社ツクモとなっているんですけども、この会社にほかの品目で過去に発注した実績があるのかどうか。その際問題はなかったのか。それからクイックパーテーションには最大何人収容できるのか。このクイックパーテーションを採用している近隣自治体があるのかどうか。実績があるならば評価はどうなのか。それからクイックパーテーションというのは、市中に出回ってるものをネット上で検索しますと、本来プライバシー確保の安心なスペースを作れるっていう謳い文句で出されてるわけですよ。今回コロナ対策にも有用、兼用ということでクイックパーテーションを採用したのかどうか。その辺りをまずお聞きしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

まず今回の品物につきましては、テントというような形を想定されてる分もあるとい

うお話がありましたが、パーテーションでございますので、一つのものとしてではなくて開閉ができるもの。入口等を開閉して車いすの方であれば、そこを開閉した状態で中に入っただけのようなパーテーションという形になります。テント型であればそれが一体型ということで、開閉式ではございませんので、そういう品物を考えております。取り付けのことでございますけども、今回は、搬入をしていただいたあとは取り扱いがしやすいものを選定するというので、収納スペースに収まりやすい物を選んでおりますので、その後の搬入等につきましては私共で対応していきたいという考えを持っております。3点目でございますけども、御指摘のとおり地方自治法施行令167条の2につきまして、個々の具体的な契約ごとに担当職員によりまして、内容であったり、性質、目的等につきまして、合理的な裁量に基づいて判断すべきという法令がありますので、そちらによって対応させていただいております。4点目でございますが、5か所にて対応するのかという話でございました。これにつきましては12月議会の委員会でも答弁させていただいておりますように、防災倉庫を設置いただいたということで、そちらに保管をさせていただきたいという考えを持っています。そのときの答弁におきましては、ほかの議会においてもテント等の要望をさせていただいたということで、防災倉庫と、今現在その施設を管理されている教育委員会と協議をさせていただいております。そちらにも保管ができないかという考えで、今回の分については一旦防災倉庫に保管させていただいて、その後それぞれの避難所施設で利用できる体制を協議してまいりたいと考えております。5点目となりますが、数量につきましては御承認いただいて購入させていただいております防災倉庫が1.5坪タイプと2坪タイプという形で、5か所設置をさせていただいております。これは設置場所の関係がございまして、大きさが限られたということでございます。そういうことによりまして、50個と100個という形で保管をさせていただきたいと考えております。6点目でございますが、株式会社ツクモ防災につきましては、消防防災設備の品物等の取り扱いができる業者ということで、一般的な消耗品とかについては購入をするという経緯はございますが、大きな契約については今回の物品売買契約が初めてとなっております。7点目ですが、その評価ということでございますけども、今回の業者選定におきましては製品を指定しましたので、消防防災の設備が取り扱える業者ということで特別ほかにはございません。テントの収容人数でございますが、一般的にそのテントの中で一家族が生活できるものという形になっておりまして、私どもの計算では最大4人程度の考えを持っております。坪数とか平米数で計算した場合には、ちょっと無理があるのかもしれませんが、クイックパーテーションということで、家族単位での滞在をしていただく考えを持っております。8点目でございますが、プライバシーの確保等のお話でございました。家族単位で対応をさせていただきたいという部分がございまして、飛沫の対策でございますので、コロナ感染症対策としましては飛沫がクイックパーテーションで防げる程度のものということ。もしくは通常の避難所対策をした場合に、健康管理の面も含めまして、テント型にして

しまつて中が見えないようにしてしまいますと健康状態の把握というような問題も発生しますものですから、今回のテントにつきましては、140、150センチと低いパーティションとなっております、中が観察できるようなタイプで、コロナ対策については飛沫対策。通常の災害が起きたときの対策としましては、中が観察できて、問題が起こらないような対策をとりたいというパーティションになっております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

仕様なんですけれども、車椅子の方がテントの中に、テントっていう表現使いますけれども、入れるような出入口を設けておられるのかどうか、もう一度そこを確認したい。なぜかと言うと、そういうのを作ればお金が高つくんですよね、普通。それと天井は無いんですよね。そこを確認したい。それから材質は何なのか。おそらく支柱もとられるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺りをもう一度説明していただきたい。それから、先程の随意契約、施行令第2号にあったんですけれども、私は今回の随意契約にしたのは、今8社と言われたんですけれども、品物は特定のメーカーしか作れないのかどうか。恐らく株式会社ツクモは販売代理店と思うんですよ。メーカーとは違うと思うんですよ、メーカーどこなのか。特定のメーカーなのかどうか。販売代理店もメーカーによっては特定販売代理店になってるケースもあるわけですよ。だからその辺り、限定されたのであれば施行令2号も生きてくるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺りどうなのか、もう一度答弁をお願いしたいと思います。それから、先程防災倉庫に50個、100個それぞれ入れるということなんですけれども、この400個は全ての避難場所に使う予定なのかどうか、改めて確認したいと思います。なぜかと言うと、それぞれ収容人員とかありますよね、避難場所は。それと面積もありますよね、それぞれ。例えば長与町役場は防災計画によると収容人員が39名。面積は78平米。ここに対して50個入れると。例えば長与町南交流センター、面積が711平米、収容人員が355人。こういうのが指定されてるんですけれども、そういったのに関連されてるのかどうか。そこのところもう一度、確認したいと思います。それから、先程4人と想定されたんですけれども、クイックパーティションを設置するとすると、かなり場所が取られるんじゃないかなと思うんですよ。多少通路とかも確保しないといかんわけですよ。そうすると有効面積が少なくなるのではないかなと懸念してるんですけれども、その辺りはどうか。それからクイックという言葉使われてますから、大体取り付けにはどのぐらいかかるのか、時間的に。恐らくクイックっていう言葉が使われてるから据え付けは速いんじゃないかなと思うんですけれども、大体どの程度で設置されるのかをお伺いしたい。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今回の車椅子の対策としまして、テント型ではございませんので出入口を確保して、そのときに開け閉めができるタイプのものを選定しておりますので、車椅子で来られた方は開けて入っていただいて、個人的な情報等が漏れないような形で閉めさせていただくという形になっています。そういうことで天井については無いタイプを今回購入させていただきます。素材につきましてはポリエステル製の防災加工がされておる物。これは火災等が発生した場合に燃えにくい素材等の防災設備という形で発注をさせていただいた次第でございます。支柱の仕様につきましてはグラスファイバー。メーカーにつきましては太陽工業でございます。それと400個についてでございますが、こちらは5地区に振り分けた形で今回保管をさせていただくということで、それぞれの避難場所につきまして対応ができるように設置対策をとったものでございます。それと4人ということでございますけれども、場所について、物は2.1メートル掛ける2.1メートルでございますけれども、各避難所施設におきましては、3メートル掛ける3メートルの面積に対しまして設置を行うように、個数についても計算をさせていただいておりますので、広さについては問題がないと考えております。あと時間的なものですが、こちらについては1人もしくは2人で設置ができるタイプを購入させていただこうと考えておりますので、人数によって時間は変わりますが、大体デモンストレーションでいきますと5分はかかってない状態で設置ができるものでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

先程の随意契約のところ。太陽工業ということでお聞きしたんですけれども、太陽工業しかできないのか。できないのであれば随意契約にせざるを得ないと思うんですよ。そういうふうに私は考えて質問したわけなんですけれども、そうなのかどうか。それと代理店はツクモだけに限らずほかの代理店も可能なのかどうか。8社に取られてるということであれば、恐らく代理店は限定されてないと想像するんですけども、もう一度そこを確認したいということと、収納は比較的小さくまとまるものですかね。ネットで見ただけでは、棒状にくるくる巻いて、それを収納するようなタイプになってましたけれども、比較的場所は取らないのかどうか。そこの2点を最後質問しまして終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今回の太陽工業のものでございますけれども、こちらにつきましてはデモンストレーションをしていただいた中で、これ2点目と関連しますが、収納スペースにつきましてデモンストレーションをいただいた商品の中で、筒形になって収納ができるタイプで、筒型になることによりまして収納スペースが少スペースで済むという問題が、一番の私たちの検討事項の中での採用ということで対応させていただいたものでございます。こ

れにつきましてはメーカーでございますので、取り扱いにつきまして確認したところ、県内で8社ございまして、その8社全てに参加をいただくという対策を今回とらせていただいている状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はございませんか。

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

コロナ対策ということで購入するということですけども、一家族4人ぐらいだっていることですけども、どういう方々がここに、私ニュータウンですので、上長与体育館が地域で避難場所と思うんですけども、もし私が、家族がかかったからここに収容するとか、どういう対象の人がその場所に行って、そこで入るんですかね。ちょっとそのところがよく分らんとですけど。コロナ対策の飛沫のことがまず第一だという発言があったわけですけども、どういう方々が上長与体育館なら上長与体育館に行くのか、あるいはさせられるのか、役場の方から。そのところ、よろしくお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今回コロナ感染症対策という形をとらせていただいているんですけども、避難所の開設につきましては災害対策で開設をいたしますので、それぞれの警報が発令された場合によって、避難所の開設についても指定をさせていただいておりますので、今回のコロナ対策につきましては避難所の開設に当たり、コロナ感染症対策もできるような体制をとるために設置をしますので、避難所開設につきましては、今までお願いしたところでございますけども、まず自主避難所を開設する、もしくは警報等によって避難指示、避難勧告等が出された場合の開設場所を指定した場合に、その地区の方々が近く避難所に避難していただくと。そのときにパーテーションを使って過ごしていただける状況を作るという考え方でございますので、まず近くの開設された避難所に設置をしますので、そちらに行っていただきたいという形になってこようかと考えます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

一般の災害のことは分かりますけども、コロナに関してはどうなんですか。よく分らんとですけどね。自分から役場をお願いして、ここを利用させてくれとなるんですか。それとも行政側とかの指定で「吉岡はここに行け」とか。そこんところがコロナの場合がよく分からないんですけども、よろしく願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

私の方からお答えさせていただきますけども、コロナ感染症対策の関係で避難指示についてのお話になりますと長崎県の方になりますので、こちらについては、長与町の場合は西彼保健所の方からその方々に直接お話がありまして、それでどちらの避難所という対策をとるような形になってこようかと思えます。私どもにはコロナ関係で情報が、一切こちらに寄せられることがございませんので、来られたときの対策としましてそういう飛沫対策。あとは保健師を配置させていただくようにしましたので、そちらとも協議しながら、これは保健所からの指示があるものと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第2号についての質疑はありませんか。

金子議員。

○9番（金子恵議員）

この議案に関して反対するものはありませんので、確認程度に教えてください。今回のこの予算は19日間の76万円を全飲食業者が貰ったとして106件を想定した金額になろうかと思えます。これに対する確認なんですけれども、実際に協力をするっていう所はちゃんとされているようなので、確認をするということは必要は無いのかもしれないですけれども、こういうふうにお金が動くということは、本当に19日間きちんと協力をしてるということの確認が必要かと思うんですが、その方法をどのようにするのかということと、一般財源から繰越金ということで829万円が入っておりますけれども、こちらの方、今後コロナに関する交付金等で精算をすることになるのか。それとも完全に一般財源からのものになるのか。そちらはどのように考えておられるのか、この2点で結構ですのでお答え願いたいと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

まず106店舗についての確認方法でございます。106店舗についての根拠といたしましては、県の方からの食品衛生法による飲食店、喫茶店の数となっております、議員がおっしゃいますとおり、これが全て該当になるということではないです。現在、県の方から示されてるのは日付を設定いたしまして、町内どの店舗が協力をいただいているか、目視で確認をするようにという指示が出ております。今後も県と振興局と協議をもちまして、県下で統一した確認方法となっておりますので、本日もこのあとテレビ会議がございますが、そちらで確認して、店舗の確認をしていこうと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

木須財政課長。

○財政課長（木須紀彦君）

財源の関係でございますけれども、今回繰越金として計上させていただいておりますが、まだ確定ということではないんですけれども、いわゆる新型コロナ交付金の対象になろうかと考えてございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

後先になりますけれども、この106店舗、県の条件というのがありますけれども、確認として、どういうものというところでの条件を教えてくださいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

まず要件でございますが、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店又は遊興施設（飲食スペースを有するもの）というのがまず1点。2点目といたしましては、1月20日水曜日以前より営業、運営をされている所。それから、令和3年1月20日水曜日から2月7日日曜日までの全ての期間において長崎県の要請に応じ、営業時間を朝5時から夜8時までの時間帯に短縮。8時以降は営業しないということになっております。また、酒類の提供は夜7時までとする。または、終日休業というふうになっております。また4点目といたしましては、暴力団員の不当な行為の防止等に関する法令に該当しないことという4点が要件になっております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑ありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

1点、お伺いします。昨年の4月25日から5月6日までであった県の休業要請協力金は全額県費で、窓口も県だったと思うんですが、今回は1割ですが町の一般財源からも負担ということで、申請や給付の窓口が町になるのかということと、申請方法、給付方法、それから受け付け及び給付のスケジュール、いつになるのか。今回時短要請の前から既に町内の多くの飲食店が開店休業状態で、かなり疲弊されてますので、迅速に支給等を行っていただきたいので。もちろん迅速に行うための専決処分だと思うんですが、スケジュール等をお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

まず窓口についてですが、今回の窓口が長与町役場産業振興課になっております。また申請書等につきましては、県の方からホームページ等で1月下旬までには示すとなっ

ております。また受付期間につきましては、2月7日までが該当の時期になりますので、次の日の2月8日月曜日から2月26日金曜日までの間、長与町の方で受け付けとなります。コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送での受け付けを主といたしますが、窓口でも受け取りはさせていただこうと考えております。振り込みにつきましても、2月8日から受け付けが始まりますが、2月8日分については2月12日、その後につきましては金曜日までの分を翌週の金曜日、最高でも2週間お待ちいただかないといけなくなります。そちらのスケジュールで、できる限り早く支給をさせていただければと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。今、受付期間等をお示しいただきましたけれども、106件ということですので、これは広報とかで周知するのではなく、106件全てに、個別にこういったスケジュールですよとか、申請方法ですよというのは伝える予定でしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

こちらの事業に対しての周知になりますが、まず1月16日付けで県のコロナ対策事務局になりますが、対象となる店舗への文書での通知が全件あっております。その後、西そのぎ商工会から御協力いただきまして、商工会の会員に、また文書で通知をさせていただいておりまして、また1月20日の時点になりますが、それ以外の所につきましては職員と、あとは振興局の職員と連携をとりまして、全店舗お店の方へ出向きまして、そういう説明を直接させていただいてるところでございます。また申請書等につきましては発表になっておりませんので、ホームページにも掲載させていただきますし、電話等で御連絡がございましたら、こちらから送付も考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

先程の同僚議員の質疑の中で確認させていただきたいんですけども、申請後、給付が毎週金曜日になるということでした。これは既に県の対応でそうなってるのか、町の判断でそうしてるのか。予算は町の方においてきてるんで、いろんな手続きの関係があるかもしれませんけども、なるべく早く給付ができないものなのか。そこをまずお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

給付につきましては県の方から早目についてということで、お示しをいただいております。日程につきましては町の方で会計と確認、調整をいたしまして、その日程で進めていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

先程は金曜日ごとにとという話でしたけども、早目に給付できる可能性もあると考えていいのか。というのも、今回の時短協力金ですけれども、お店を開けていれば幾らかの資金が入ってくるわけですね。大方、料飲の関係では、特にスナックとか、バーという関係は恐らく8時以降になると、お店を閉めてしまうと思うんですよ。そうすると日々の収入が無いわけですね。その中で8日から申請を受け付けて、その後金曜日では大変厳しい状況にあるんじゃないかなと思いますんで、1日も早く給付する方法を考えるべきではないかなと思いますんで、是非その辺は、検討できる範囲なら検討していただきたいと思います。それを答弁、一つお願いしたいのと、申請方法の内容もまだ示されていないということですけども、この間のいろんな方々のお話を聞くと、申請が難しくてなかなかできないという方も多分いらっしゃるんじゃないかなと思うんです。そういう意味では郵送を中心にと。コロナ対策では当然そうされた方が良く思うんですけども、どうしても申請方法がよく分からないという方に、担当課の窓口対応じゃなくて、どこか窓口を一つ設けて対応されたらどうかなと思うんですけども、その辺のお考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

まず振り込みの件につきましては、現在のところ、会計課との調整でこの日程となっております。日程は第1弾、第2弾の振り込みもこちらの日程でさせていただいたところで決定となっておりますが、再度、協議を持っていきたいと思っております。また申請につきましては、現在まだ御相談をさせていただいてる段階なんですけど、会員の皆様の分につきましては商工会で受け付けができないかということで、そちらの方でいろいろな説明とかをさせていただけないかということをお相談させていただいてるところです。ただ、どうしても件数等多くございますので、そちらの方は長与町産業振興課窓口を中心といたしまして対応させていただければと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

2月8日から受け付けを始めて、商工会でもという話ですけども、当然、土日が入っ

てくるわけですね、その間。職員の方は大変かもしれませんが、そういう窓口を一つ設けることで、いつでも申請ができる環境を整えておくべきではないかなと思います。これは答弁いただかなくて結構です。是非検討していただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑ありませんか。

内村議員。

○7番（内村博法議員）

長崎県は食品衛生法の許可を受けている飲食店に対し一店舗当たり76万円の協力を支給するってということで、18日の臨時議会で総額71億円を可決したと。これを受けて県内の自治体も実施するというようになって、急遽20日からの実施ということで専決処分を行ったということで、私自身も理解しております。ただ、長崎県議会はどのような提案理由を行ったのか。なぜ、この時期に時短要請を行ったのか。そこのところを把握しておれば、まずそこを確認したいと思います。それから、コロナの影響でかなり打撃を受けてるわけですね、商工業者の方は。この経済的影響はどの程度なのか、分かる範囲で結構ですから教えていただきたいと思います。それから、20日からの実施が協力金支給の条件となってるわけですね。20日から2月7日まで全部履行しないと協力金は支払いがない建前になってるわけですね。1月18日の午後に県議会で可決してるわけですね。それから、町内の業者に連絡するという周知がどうなっているのか。早く周知しないと20日から間に合わなかったはずなんですよ。間に合わないケースも出て来るわけですよ。その辺りどうされたのか。無論、防災無線では協力金のことは放送は無かったんですけども時短要請は確かに私もお聞きしました。19日と20日でしたか、防災無線で。ただ協力金のことは一切触れておりませんので、これに該当する業者にはどのような方法でされたのか。とにかく20日に間に合わない限りは貰えないわけですね、この協力金76万円は。だから、どんな周知をされたのか。それを聞きたい。それから先程、これを履行した証明方法の、同僚議員からの質問がありましたけども、目視でやるということで御回答いただいたんですけども、もう少し詳しくお聞きたいんですけども。新聞等によれば、店舗に付けた貼り紙を付けて、それを証明書とするとか、自治体が見回りで確認するとか、いろんな新聞で謳われていましたけども、実際どのような方法で、具体的に誰がどのようにして目視するのか。それを質問したいと思います。次に協力金の支給は迅速に行うということで、先程の同僚議員からもできるだけ早くと話があったんですけども、支払い時期というのは当然ながら2月7日以降になるはずなんですよ。完全に20日から2月7日まで、それを履行しない限りは協力金は支払わないはずなんですよ。したがって毎週金曜日というのは、その後のことを言っておられるのか。そこをもう一度確認したいと思います。それから、今回は飲食店のみが対象になってるわけですけども、食品衛生法の許可を受けてない店とか、それから飲食店に納める食材の業者とか、花屋とか、酒の販売店など、周辺の業者の救済支

援。長与町独自の救済をされなかったのかどうか。そこを確認したいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

まず県の18日の臨時議会での目的については把握しておりませんが、要綱等によりますと、感染防止を図るために県内のコロナの感染拡大に伴い、長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金を支給するとなっております。それから1月18日可決後の周知につきましてでございますが、まず1月18日に、先程申し上げましたが、西そのぎ商工会より、まず会員の皆様へ周知を行っていただいております。その後、議員おっしゃられましたとおり、1月18、19、20日の3日間、町内放送で周知を行っているところでございます。また20日に、商工会の会員以外の所につきまして町の職員、振興局の職員、協力して店舗の方に出向き、協力金の内容を書いた文書、店舗に貼る貼り紙、それから県の方に出しておりますQ&Aを一つにしまして、お配りして説明をさせていただいているところでございます。履行した証明、先程私、目視ということでお示いたしましたでしたが、こちら県の指示を受けているところでございまして、店舗に貼り紙があるかどうか、あとは電気がついてるかどうか。ただ、電気がついていてもテイクアウト等の営業はできますので、そちらも確認しながら、御協力いただいている店舗の確認をしてくださいということでございます。あと協力金の支払いにつきましては、2月8日から申請が始まりますので、最初の支払い日が、2月12日が最短での支払いとなっております。あと飲食店以外への給付、支援につきましては現在検討中でございまして、先日、西そのぎ商工会からも御要望をいただいているところでございます。そちらも内容を検討いたしまして、今後、考えていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

先程の質問の中で、長与町のコロナによる経済的影響がどのような状況なのか、そこが答弁が無かったんで再度お願いしたいと思います。それから県知事の提案理由、私も見てはないんですけども、新聞等では中村知事の意向として、医療逼迫と感染者が増えてきたということが念頭にあって出された。この辺り把握されてないということなんで、それ以上は申し上げませんが、そういった新聞記事が載ってましたんで改めて質問したわけでございます。先程の目視ということで、これは役場がするわけですか。以上、先程の経済的影響と証明は誰が目視ですか、2点だけ最後にお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

経済的影響につきましてお答えいたします。まず先日西そのぎ商工会から要望が届い

たというお話しさせていただきましたが、そのときの内容といたしまして、長与町におきましても飲食店はかなり逼迫していると聞いております。それから目視についてでございますが、県、振興局と検討中でございます。基本といたしましては町職員になるかとは思いますが、本日のテレビ会議等で決定していくことになるかと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑ありませんか。

安部議員。

○6番（安部都議員）

106事業者が今対象となっておりますけれども、他県ではこの時短協力をいただいても毎月の営業をするのに大変だっているということで、協力をしない企業もあると聞いておりますが、本町では時短協力をしない企業っていうのが実際にあるのかどうなのか、把握されてるのかということをお聞きいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

106事業者の方、先程申し上げましたとおり周知は行っております。周知を行う過程において「協力はしません」というような御回答をいただいているところはございませんが、きちんとした把握はしてございません。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

この時短要請協力補助金は異論ありません。速やかに支出できるよう、私も願っております。ただ今回の場合、8時までの時短協力ということなんですよね。元々8時に店を閉められてた方っていうのは、飲食店であっても対象外なんですよね。当然その方々も今回の新型コロナの影響をかなり受けてると思います。先程課長の答弁では飲食以外の支援についても検討しているという回答がありました。飲食についても該当でない所への支援というのもやはり必要でないかと思いますが、まず対象がどのくらいあるか担当課は把握してますでしょうか。あと、それに対する支援を検討しているのかどうか。まず、その点をお伺いいたします。それと先程商工会からの要望が役場に来ているというのがありましたけど、私ども議会にも、これは朝から議長から配布があった資料にもあったんですけども、飲食以外の所はなかなか今、支援が。長与町も最初に行った支援金だけだったと思うんですよね。ですので、改めて飲食以外の方の支援についてもどのように積極的に取り組んでいくのかっていうことも含めて質問をしたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

まず、この106業者の中でも8時までが営業時間だという業者はいらっしゃいます。その分プラス、第1弾で飲食店を含む食品衛生法に該当する店舗から申請していただいておりますが、そちらが150店舗ございまして、その150店舗から106店舗に該当しない分っていうので現在一応70店舗か、100店舗ぐらいになるのではないかと把握はしておりますが、先程議員がおっしゃいましたように飲食以外の分というのもの出てくるかと思えます。飲食以外の分につきましても対策が必要と考えておりますが、そちらを現在、一定の支援金を出した方が良いのか、もしくは業績、売り上げの減少で把握したが良いのかっていうのは、今内部の方で調整中でございます。またこちらの方、きちんと決まりましたらお示しさせていただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号、議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第1号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第1号財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第4、議案第2号令和2年度長与町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

以上で、本臨時会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件に

つきまして、字句、数字その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よつて、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。これにて会議を閉じます。

これで令和3年第1回長与町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

（閉会 10時41分）